

## 7. 都道県市・『JESCO』への手続きに関する事項

Q1	調査事業において、PCB 使用の照明器具が発見された場合は、どうすればよいですか。
A1	都道県市に PCB 特措法に係る届出を行い、その後、JESCO への予備登録を速やかに行ってください。
Q2	『PCB 特別措置法に基づく都道県市への届出を完了すること』とありますが、いつまでに行う必要がありますか。
A2	完了実績報告書提出までに、必ず、都道県市に届出を行ってください。
Q3	JESCO への予備登録、または搬入荷姿登録は、いつまでに行う必要がありますか。
A3	完了実績報告書提出までに、必ず、JESCO への予備登録、または搬入荷姿登録を行ってください。
Q4	JESCO への処分委託契約は、いつまでに行う必要がありますか。
A4	完了実績報告書提出までに、処分委託契約できるよう努力してください。 本件は、『完了実績報告書提出まで』は必須項目ではありませんが、補助事業の要件となりますので、完了実績報告以降の場合、協会より契約の進捗を問合せさせていただくことになります。
Q5	『各事業対象地域で定められている処分期間までに JESCO への処分委託を行うこと』とありますが、処分期限はいつですか。
A5	本補助事業の対象範囲（東日本地域の都道県）において、令和 5 年 3 月 31 日までと定められています。詳しくは、環境省の <a href="http://pcb-soukishori.env.go.jp/">ポリ塩化ビフェニル(PCB)早期処理情報サイト</a> (URL : <a href="http://pcb-soukishori.env.go.jp/">http://pcb-soukishori.env.go.jp/</a> ) にて確認ください。